

長崎県高等学校文化連盟郷土芸能専門部規約

【名称】

第1条 本専門部は、長崎県高等学校文化連盟郷土芸能専門部と称する。

【組織】

第2条 本専門部は、長崎県内の高等学校及び特別支援学校において学校単位に編成された団体（部活動等）で趣旨に賛同し高等学校文化連盟に加入した団体で組織する。

【目的】

第3条 本専門部は、長崎県内の高等学校の郷土芸能の健全な振興育成を図り、その活動を通じて豊かな情操を養い、教育の向上に資することを目的とする。

【事業】

第4条 本専門部は、前記の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 専門部発表大会の開催
- 2 研究会・講習会等の開催
- 3 その他目的を達成するために必要な事業

【役員】

第5条 本専門部に次の役員をおく。

専門部長	1名
専門部委員長	1名
事務局（会計を含む）	若干名（2名以上）
会計監査	2名
地区役員（県南・県央・県北）	各2名

【役員の設定及び任期】

- 第6条
- 1 専門部長は専門部委員長の在任校の学校長とする。
 - 2 専門部委員長・会計・会計監査は総会において互選する。
 - 3 前期役員の前任期はすべて1年とし、再任を妨げない

【会議】

第7条 会議は総会とする。
・ただし、役員会が必要と認められる場合は、専門部長が招集できる。

第8条 総会が必要に応じて部長がこれを招集し、次の事項を管轄し、決定する。

- 1 予算及び決算
- 2 役員を選出
- 3 年間行事計画
- 4 その他必要な事項

【会計】

第9条 本専門部の経費は、高文連加盟生徒の負担金の一部及びその他の収入により支弁する。

第10条 本専門部の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

【細則】

第11条 本専門部の運営上必要な施行細則は別に定める。

【補足】

第12条 本規約の改正は総会の決議による。

付記 この規約は平成22年4月1日をもって効力を生じる。